

## 高額療養費に該当する場合の 子ども医療助成費の請求について

高額療養費とは、同じ人が、同じ月に、同じ医療機関で支払った自己負担額（保険診療分の医療費）が、自己負担限度額（所得区分により異なる）を超えた場合に、その超えた金額が加入している健康保険から払い戻しされるものです。

同じ世帯で、同じ月に、21,000円以上の自己負担額が複数に生じた場合は、合算して自己負担限度額を超えた金額が払い戻しされます。また、12ヵ月間に4回以上高額療養費の支給を受ける場合は、自己負担限度額が引き下げられることがあります。

上記のような場合は、まず加入している健康保険で手続きをとり、自己負担限度額を超えた金額の払い戻しを受けてください。健康保険からの払い戻し決定後、保険で認められた部分の差額分を子ども医療費として助成します。

高額療養費の詳しい内容や手続きについては、加入している健康保険におたずねください。

### 子ども医療助成費の請求は

高額療養費の支給が決定しましたら、下記の書類をそろえて足立区に請求してください。

子ども医療助成費支給申請書  
領収書原本（高額療養費の請求で原本を提出してしまった場合のみ、コピー可）  
高額療養費の支給決定通知書の原本  
（お子さまがご加入の健康保険から発行されたもの）

提出書類は足立区役所親子支援課、足立福祉事務所の各福祉課の窓口へ持参するか、郵送で親子支援課にお送りください。

〔問い合わせ・郵送先〕〒120 - 8510 足立区中央本町1 - 17 - 1  
足立区役所 親子支援課 児童給付係  
3880 - 5111（代）内線 1881 ~ 1885

## 高額療養費に該当する場合の 子ども医療助成費の請求について

高額療養費とは、同じ人が、同じ月に、同じ医療機関で支払った自己負担額（保険診療分の医療費）が、自己負担限度額（所得区分により異なる）を超えた場合に、その超えた金額が加入している健康保険から払い戻しされるものです。

高額療養費の詳しい内容や手続きについては、加入している健康保険やお勤め先の担当者におたずねください。

### 子ども医療助成費の請求は

下記の書類をそろえて足立区に請求してください。

子ども医療助成費支給申請書

領収書原本（高額療養費の請求で原本を提出してしまった場合のみ、コピー可）

平成25年3月までの受診分の請求をされる場合は、高額療養費の支給決定通知書の原本（お子さまがご加入の健康保険や共済組合から発行されたもの）が必要です。

提出書類は足立区役所親子支援課、足立福祉事務所の各福祉課の窓口へ持参するか、郵送で親子支援課にお送りください。

〔問い合わせ・郵送先〕〒120 - 8510 足立区中央本町 1 - 17 - 1  
足立区役所 親子支援課 児童給付係  
3880 - 5111（代）内線 1881～1885